廿日市市都市計画マスタープラン
概　要　版

平成30（2018）年３月

廿　日　市　市

序　計画の基本的事項

1　都市計画マスタープランとは

○都市計画は、都市における合理的な土地利用の確保、道路、公園、下水道などの都市施設の整備、土地区画整理等の市街地整備などにより、快適な都市生活や機能的な都市活動を確保するもので、都市の健全な発展を図る上で大切な役割を担っています。
○廿日市市都市計画マスタープランは、「第６次廿日市市総合計画」に示される本市の将来像の実現に向けて、都市計画に係る諸施策を総合的、計画的に推進するための基本的な方針を定めるものです。

2　計画の基本的事項

計画の役割	○土地利用や都市施設などに関する都市計画を定める際の指針 ○市民、企業、行政の協働による都市づくりの指針 ○国・県等の関係機関に理解・協力を求める際の根拠
計画の位置づけ	○第６次廿日市市総合計画、広島圏、佐伯及び宮島都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即して策定
計画の対象区域	○廿日市市全域
計画の目標年次	○基準年次：平成27(2015)年度 ○目標年次：平成37(2025)年度

第１　都市計画の課題

人口減少・超高齢社会に対応した都市構造の構築	◇都市機能の集約化とネットワーク化 ◇拠点地区の性格、役割に応じた都市機能の集積、強化 ◇地域特性と課題を踏まえた生活圏の形成
秩序ある土地利用の確保	◇地域特性に応じた適切な土地利用の誘導 ◇都市の活性化に資する土地利用の誘導 ◇市街化調整区域における土地利用の誘導
交通体系の整備	◇広域幹線道路の整備 ◇公共交通の利便性の確保
都市施設の整備	◇都市計画道路の整備等 ◇公園・緑地の整備 ◇下水道の整備
市街地の環境改善	◇既成市街地の環境改善 ◇市街化進行地区における良好な環境の市街地の形成
良好な景観の継承・形成	◇世界遺産を擁する「宮島」の歴史・文化的環境や自然環境の保全 ◇地域の特徴を活かした良好な景観の形成
緑の保全・活用	◇良好な自然環境、防災機能などを有する緑地の保全・活用 ◇都市内農地の維持・活用 ◇市街地における緑地の保全と緑化
防災性の向上	◇都市基盤の耐震化、津波・水害対策などのハード面の防災対策 ◇地域における防災力の向上などのソフト面の防災対策

第２　全体構想

全体構想は、都市全体の視点から、都市づくりの目標と方針を定めるとともに、土地利用、都市施設の整備など、都市計画の各分野における施策の方針を定めています。

１　都市づくりの目標と方針

【まちづくりの基本理念】　（第６次廿日市市総合計画）
市民一人ひとりが幸せに暮らせるまちづくり

【将　来　像】　（第６次廿日市市総合計画）
挑戦！　豊かさと活力あるまち　はつかいち　～ 夢と希望をもって世界へ ～

【都市づくりの目標】

- 都市機能が集約配置された持続可能で活力あるまち
- 誰もが安全・安心で快適に住み続けられるまち
- 多彩な資源を活かした人・ものが交流する活力あるまち

【都市づくりの基本方針】

- 持続可能な都市構造と活力ある拠点の形成
- 都市の発展を支える産業基盤の整備
- 活力ある都市活動と市民生活を支える交通体系の構築
- 良好な市街地・集落の形成と開発立地の適正な誘導
- 安全・安心で人にやさしい市街地の形成
- 水と緑を活かした潤いのある市街地環境や優れた景観の形成
- 協働によるまちづくりの推進
- 都市マネジメントの推進

【人口の将来展望】　平成37(2025)年　110,000人

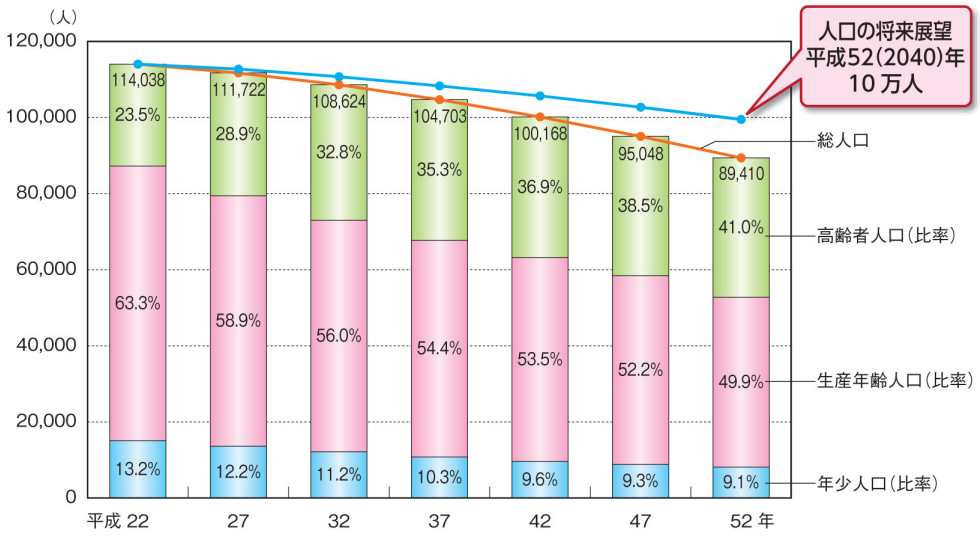

資料：第６次廿日市市総合計画　基本構想

【将来の都市構造】

○本市の特性に応じたゾーニングを行い、それぞれの特性を活かした発展をめざすとともに、拠点とそれを形成する各種機能の集積を図ります。

○拠点やその周辺地区をつなぐ「交流軸」を設定し、各ゾーンや拠点が相互に連携し、その機能を充分発揮できる都市構造を構築します。

■特性を活かしたゾーンの設定

世界遺産交流ゾーン	○国際的な観光・交流機能を持つ宮島及び宮島口周辺を位置づけ ・国内外の観光客のニーズをとらえた観光施策の実施、情報発信 ・観光関連施設や宮島口地区の環境整備、貴重な自然環境の保全 ・多様な主体によるおもてなしの取組
人とまちの交流ゾーン	○主に沿岸部の都市機能の集積により人と人が交流し、にぎわいが創出されている地区を位置づけ ・都市機能の高度化や多様な機能の集積による利便性と魅力の向上
水と緑の交流ゾーン	○内陸部を対象とし、豊かな自然、スポーツ施設を活かしたレクリエーションと癒しの場として位置づけ ・地域資源の有効活用による体験・交流機能の充実
森と文化の交流ゾーン	○吉和地域を中心とする西中国山地の山間部を対象とし、森林資源を活かした文化、スポーツ、レクリエーションの場として位置づけ ・農林業の振興、自然環境の保全、交流機能の強化

■都市を構成する主要機能の配置・形成方針

都市拠点・都市拠点地区	○広域行政、商業、情報、文化・芸術、福祉、医療などの主要な機能が集積する市役所周辺（シビックコア地区）を「都市拠点」、公共交通機関で連結する都市拠点周辺エリアを「都市拠点地区」に位置づけ ・交通結節機能の強化などによる都市の魅力や利便性の向上 ・中心地としてふさわしい機能を適正かつ集中的に配置・整備
地域拠点・地域拠点地区	○各支所を「地域拠点」、支所周辺の生活サービス機能やまちづくり機能を提供するエリアを「地域拠点地区」と位置づけ ・人やものが交流するまちづくりの拠点地区となるよう環境整備 ・地域運営を持続可能なものとする各種取組
観光交流拠点地区	○厳島港（胡町地区、宮島口地区）の港湾施設周辺を位置づけ ・宮島の魅力の国内外への発信、人や資源の交流機能の集積化 ・宮島の玄関口である宮島口地区の環境整備
新都市活力創出拠点地区	○新たな活力を創出し都市の発展を牽引する平良・佐方地区及び木材港地区を位置づけ ・平良・佐方地区における新機能都市開発事業の推進 ・木材港地区における産業構造の転換、再編整備の誘導

■人・地域・ものをつなぐ交流軸の設定

交流軸	○各ゾーンや拠点がその機能を充分発揮し、優れた資源を有効に活用するため、ゾーンや拠点をつなぐ「交流軸」を設定
広域交流軸	○鉄道、高速道路など優れた交通環境による利便性を活かし、広域的な視点によるまちづくりを進めるため「広域交流軸」を設定

□ 将来の都市構造図

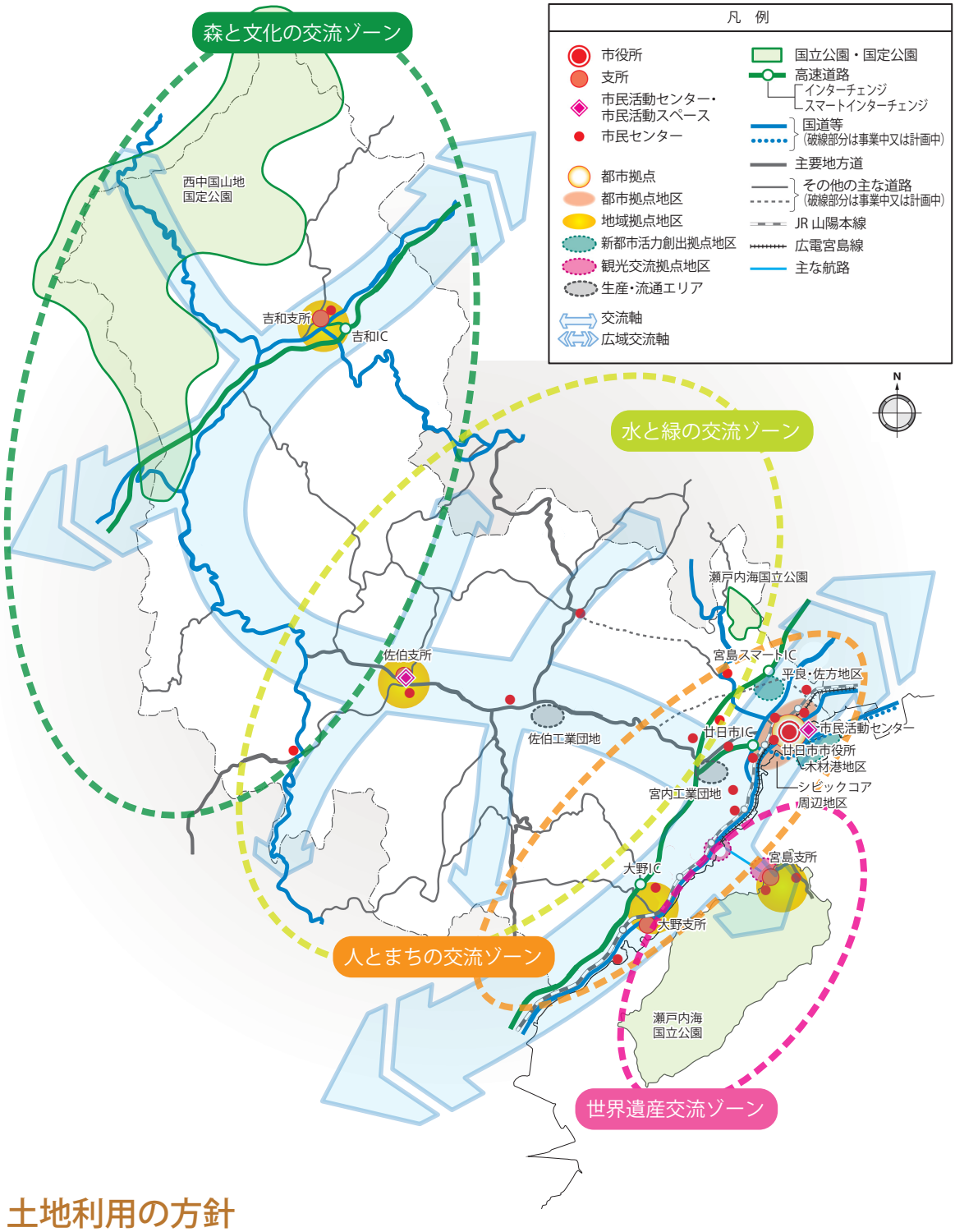

2　土地利用の方針

■土地利用の考え方

○地域特性を活かした土地利用
○集約型都市構造に向けた土地利用
○都市の活力を創出する土地利用
○安全・安心で人にやさしい土地利用
○土地の有効利用の推進
○適切な開発の誘導

■誘導・整備の方針

◆都市的土地利用	住居系土地利用	○専用住宅地の良好な環境の保全 ○市街地での居住の促進 ○地域特性を活かした居住の促進 ○居住誘導の検討
	商業・業務・生活サービス系土地利用	○都市拠点地区の機能強化 ○地域拠点地区の機能強化 ○幹線道路沿道や鉄道駅周辺への機能集積の誘導 ○地域資源を活かした商業・観光交流機能の強化 ○都市機能誘導の検討
	工業・流通系土地利用	○工業地の維持と活性化 ○工業・流通系の適切な立地誘導と計画的な開発
	地域の特性を考慮した都市的土地利用	○宮島における歴史・文化的環境に配慮した土地利用の誘導 ○幹線道路沿道における観光振興に資する施設の立地の適切な誘導　など
◆自然的土地利用	農地の保全・活用	○農地の有効利用及び保全・活用 ○市街化区域内農地の活用　など
	森林の保全・活用	○森林の公益的機能及び経済的機能の維持 ○森林資源の保全・育成及び多様な活用　など
◆新たな市街地形成に対する規制・誘導	市街地の拡大につながる開発動向への計画的な対応	○新たな開発に対する居住誘導の視点からの計画的対応 ○高次都市機能施設の建設が可能な地区の開発の誘導 ○立地条件に恵まれた市街化調整区域の丘陵地における適切な開発の誘導
	地域の環境特性を考慮した開発の誘導	○景観保全などの環境特性に配慮した開発の誘導 ○防災に配慮した開発の誘導 ○郊外におけるコミュニティの維持に配慮した開発の誘導 ○市街化調整区域における地域振興に配慮した空き家の活用 など

■都市計画制度の活用

○立地適正化計画の策定と都市機能等の誘導
○適切な土地利用を誘導するための区域区分、用途地域などの活用と必要に応じた見直し
○市街化調整区域における地区計画、開発許可制度などの活用
○地区の特性に応じた土地利用を誘導するための地区計画の活用
○宮島地域における伝統的建造物群保存地区の活用
など

□ 土地利用方針図

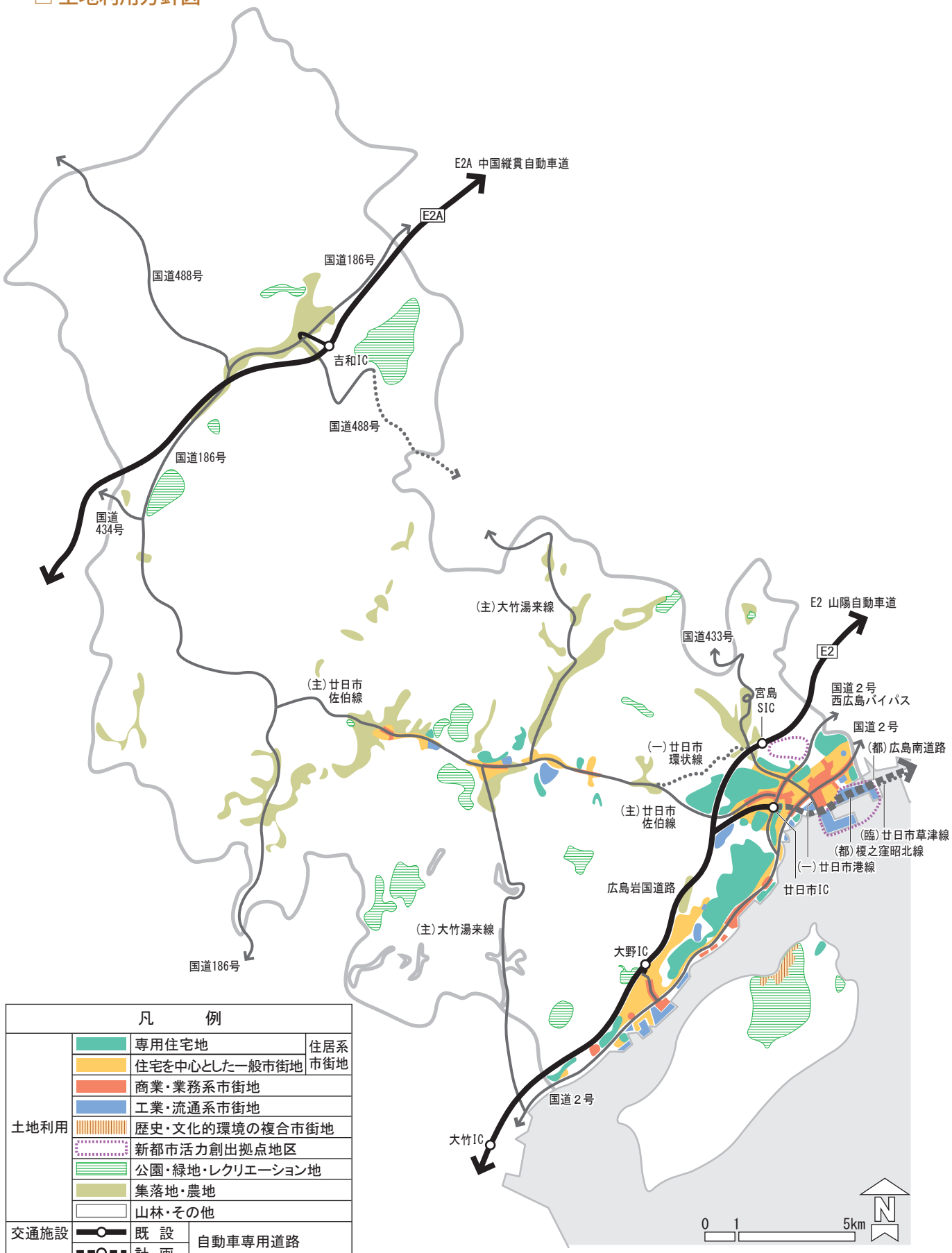

凡　　例			
土地利用		専用住宅地	住居系市街地
		住宅を中心とした一般市街地	
		商業・業務系市街地	
		工業・流通系市街地	
		歴史・文化的環境の複合市街地	
		新都市活力創出拠点地区	
		公園・緑地・レクリエーション地	
		集落地・農地	
		山林・その他	
交通施設		既　設	自動車専用道路
		計　画	
		既　設	主要幹線道路
		事業中	
		計　画	

注：事業中・計画路線は現道整備のものを含む。

3　都市施設整備の方針

■交通体系	道路	○広域及び都市内の円滑な交通の確保、利便性の高い市街地の形成に向けた体系的な道路網の形成 ・総合交通体系の確立 ・自動車専用道路の整備 ・主要幹線道路の整備 ・幹線道路等の整備 ・駐車場の整備等 ・安心して歩行・通行できる安全な環境の整備 ○道路・橋りょうなどの効率的かつ計画的な維持管理
	公共交通	○移動しやすい交通体系の確保に向けた公共交通サービスの維持・充実、市民や来訪者が移動しやすい交通環境の整備 ・鉄道駅及び周辺の整備 ・バス・生活交通の整備 ・宮島口桟橋周辺の整備 ・都市サイン等の整備
■公園・緑地		○環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の機能に配慮した緑地の系統的配置とネットワークの形成 ・都市公園の計画的な整備、リニューアル ・地域特性を活かした公園・緑地などの整備 ・防災に配慮した公園・緑地の整備 ○市民の参加・協力による身近な公園の維持管理 ○公園・緑地のマネジメント
■下水道・河川	下水道	○地域の実状に応じた公共下水道の整備など効率的な生活排水対策による快適な生活環境の確保 ○雨水排水対策による浸水の防止 ○下水道施設のストックマネジメント
	河川	○洪水、高潮の被害の防止を図る河川の改修・整備
■港湾・漁港	港湾	○国際拠点港湾広島港廿日市地区の機能の転換・高度化の促進 ○地方港湾厳島港の瀬戸内海観光の拠点としての環境整備、宮島口桟橋周辺の観光交流拠点としての基盤整備の促進
	漁港	○漁業の適正な維持管理、災害に強い機能的な漁港施設の整備・充実
■その他の都市施設	水道	○給水人口や水需要の減少に対応した施設の再編成、計画的な更新 ○災害に強いシステムの構築
	廃棄物処理施設	○ごみの減量化、資源化、再利用化によるごみ排出量の抑制 ○効率的なごみ処理体制の確立や施設の計画的な整備
	火葬場・墓地	○火葬場・墓地の適正な維持管理 ○墓苑の計画的な整備の検討

□ 幹線道路網整備方針図

注：事業中・計画路線は現道整備のものを含む。

4　市街地の整備の方針

■既成市街地の整備		○持続可能な都市構造を誘導する観点からの既成市街地における都市機能、公共施設など既存ストックを活かした計画的な更新・整備 ○市街地の特性などを踏まえた整備、町並みの維持
	拠点地区等の整備	○都市拠点地区（シビックコア周辺地区）の整備 ・ＪＲ廿日市駅南地区周辺などにおける土地の有効利用 ・広電ＪＡ広島病院前駅における地域医療拠点の形成　など ○地域拠点地区の整備 ○ＪＲ大野浦駅周辺など交通拠点性がある地区の整備
	市街地の再生整備	○密集市街地等の整備 ○住宅団地の住環境改善
	市街地の環境保全	○計画的に整備された住宅地における良好な環境の維持・保全
	歴史的環境に配慮した市街地の保全・整備	○宮島地域における歴史的建造物の保存や町並みと調和した景観の誘導と防災性の向上に配慮した市街地の整備
■進行市街地の整備		○市街化進行地区における市民協働を基本とした生活道路の整備などの住環境の改善・整備

5　自然環境の保全及び都市環境の形成方針

■自然環境の保全の方針	○水と緑の豊かな自然環境の保全、市街地などにおける緑の創出、育成等による自然と都市との調和、共存 ・優れた自然環境の保全 ・緑の保全・育成 ・身近な自然環境の保全・育成
■都市環境の形成方針	○地球環境保全の視点を大切にした土地利用など ・都市環境の形成 ・生活環境の保全

6　都市景観の形成方針

■世界遺産を擁する「宮島」を有する都市にふさわしい景観の形成	○本市を特徴づける魅力的な景観の保全、市民が愛着と誇りを感じ、来訪者の心に残る景観の創出 ・地域資源や特性を活かした景観づくり ・優れた自然環境を活かした景観づくり ・歴史的資源を活かした景観づくり ・快適な市街地景観の形成
■景観づくりの推進	○市民との協働、地区計画の活用などによる景観づくりの推進 ・市民との協働による景観づくりの推進 ・景観づくりのルールに基づく取組 ・地区計画等の活用による景観づくり

7　都市防災の方針

■災害対策の推進	○災害に強いまちづくり、本市の地形的・地質的特性に応じた自然災害対策の推進 ・地震・火災対策 ・水害対策 ・土砂災害対策 ・豪雪災害対策
■防災体制の強化	○防災体制の整備による地域防災力の強化 ・地域における防災力の強化 ・災害時の情報伝達体制の充実・強化

8　バリアフリーのまちづくりの方針

■安心・快適に移動できる交通環境づくり	○交通機関と施設が統合した「点から面への整備」を基調とした移動環境づくりの推進 ・鉄道駅、港湾施設などのバリアフリー化 ・都市拠点などを中心とした案内・誘導システムの整備 ・路線バスやコミュニティバスにおける低床車両の導入 ・安全で快適な歩行空間の整備
■人にやさしい施設づくり	○公共施設、公園などのバリアフリー化の推進、民間建築物のバリアフリー化の誘導

第３　地域別構想

地域別構想は、旧行政単位、地域特性などを考慮して区分した７地域について、地域の特性を活かしたまちづくりを進めるため、都市計画に関連する施策の方針を定めています。

１　東部南地域

●整備の目標

『質の高い多彩な都市サービスを供給する賑わいのある都市拠点、快適で利便性の高いまちなか居住のまち』

●整備の基本方向

◆多様な機能が集積した活力と魅力ある都市拠点地区の形成
◆木材港の新たな産業拠点としての再生
◆快適で利便性の高い都心居住の推進
◆良好な住環境の形成
◆災害に強いまちづくり
◆高齢者、障がい者、子育て世帯等が暮らしやすいまちづくり

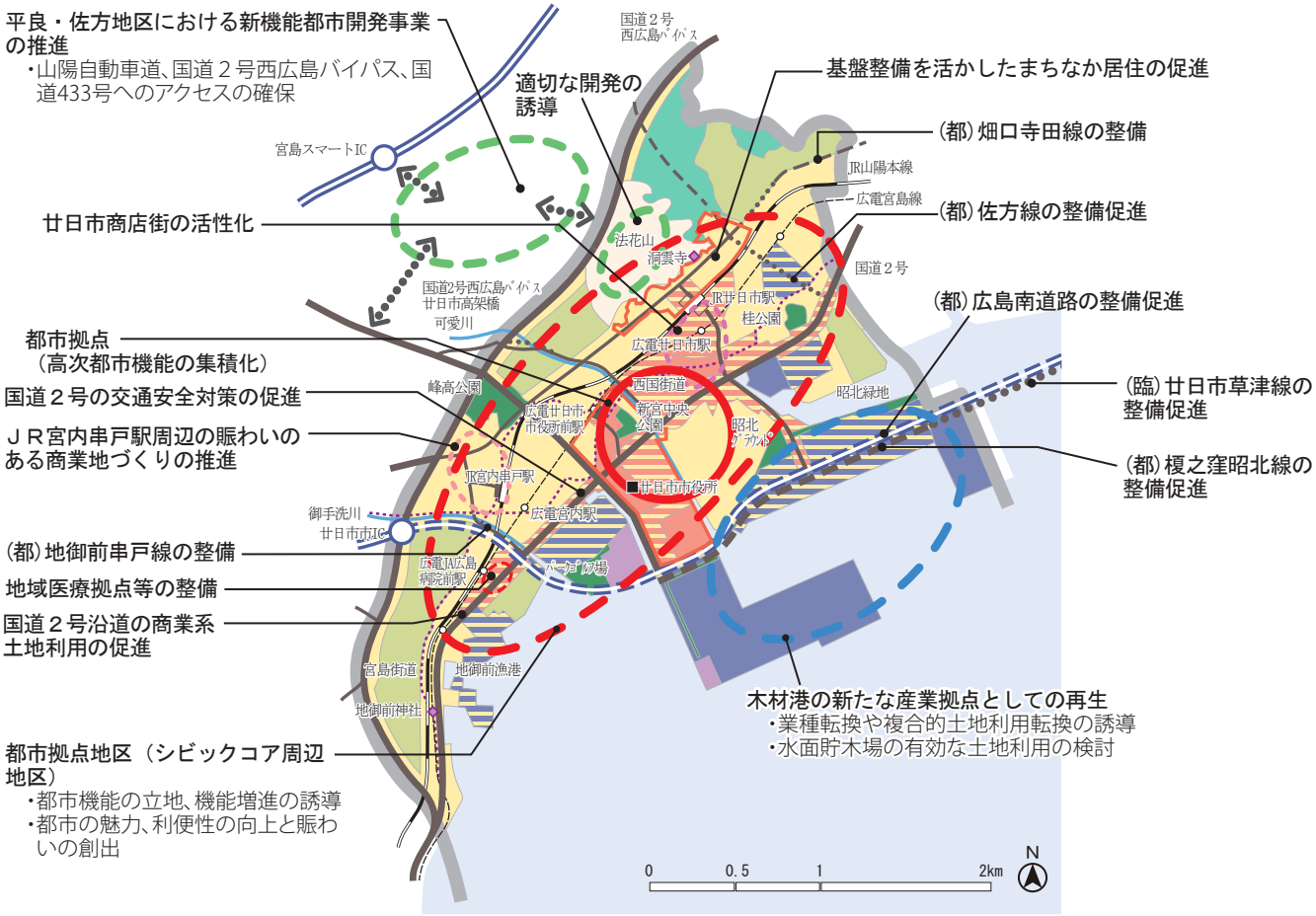

凡　例					
	専用住宅地（低層を主体とした良好な住宅地を形成する市街地）		自動車専用道路（既設）		ＪＲ山陽本線
	専用住宅地（中高層を主体とした良好な住宅地を形成する市街地）		自動車専用道路（計画）		広電宮島線
	複合市街地（住宅系を主体とした複合市街地）		主要幹線道路（既設）		主な公園･緑地
	複合市街地（商業・業務系を主体とした複合市街地）		主要幹線道路（事業中）		都市施設
	複合市街地（工業系を主体とした複合市街地）		主要幹線道路（計画）		主な河川
	商業･業務地		幹線道路（既設）		地域界
	工業地		幹線道路（事業中）		
			幹線道路（計画）		

2　東部北地域

●整備の目標

『多様な暮らしを支える快適な住環境を備え、将来への発展可能性を創出するまち』

●整備の基本方向

◆新機能都市開発事業の推進
◆住宅団地における良好な住環境の維持・保全
◆利便性と快適性を備えた住宅市街地の形成
◆豊かな緑、優れた眺望に恵まれた環境と共生した田園集落地の形成
◆災害に強いまちづくり
◆高齢者、障がい者、子育て世帯等が暮らしやすいまちづくり

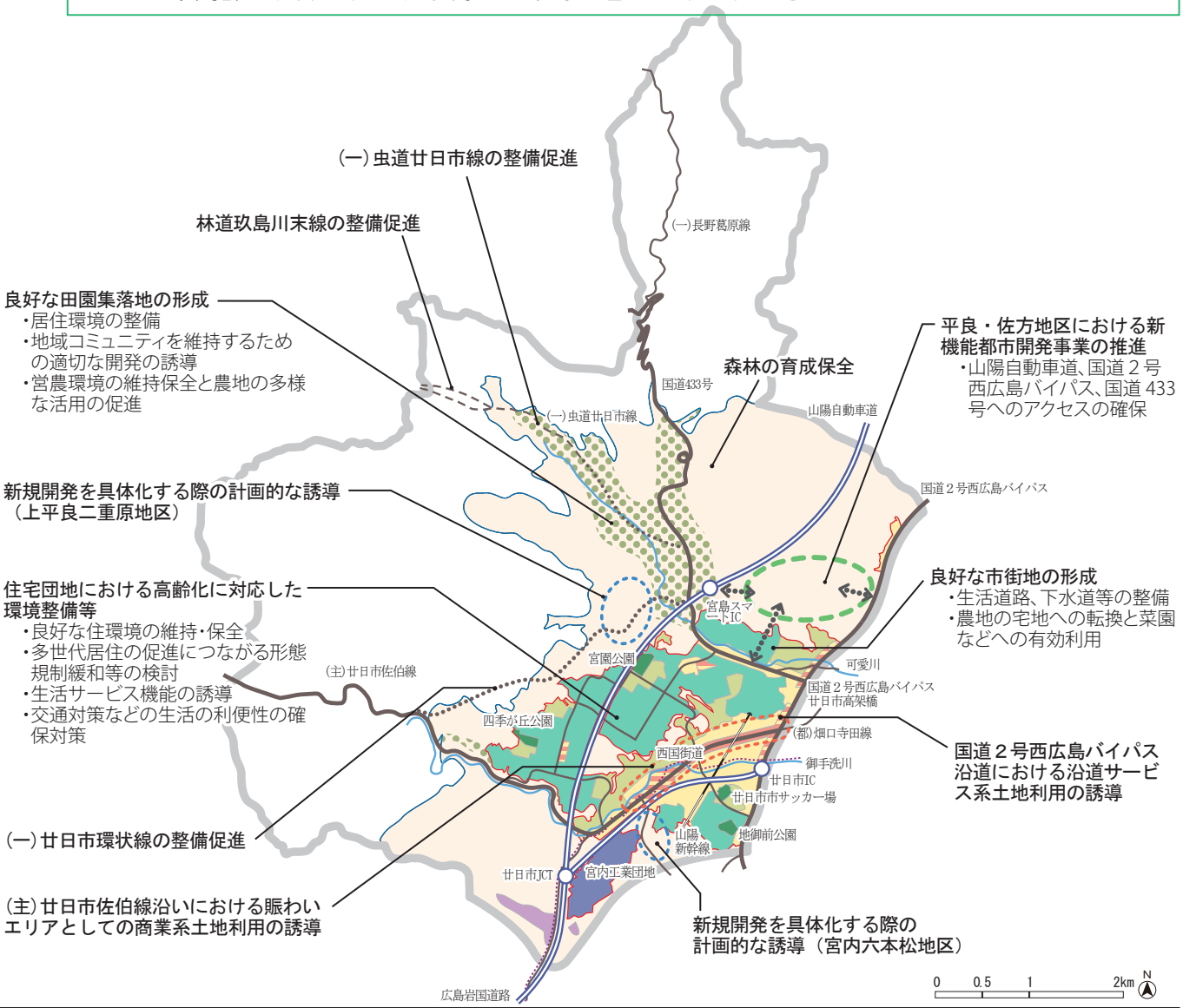

凡　例					
	専用住宅地（低層を主体とした良好な住宅地を形成する市街地）		自動車専用道路		主な公園･緑地
	専用住宅地（中高層を主体とした良好な住宅地を形成する市街地）		主要幹線道路（既設）		都市施設
	複合市街地（住宅系を主体とした複合市街地）		主要幹線道路（事業中）		主な河川
	複合市街地（商業・業務系を主体とした複合市街地）		幹線道路（既設）		市街化区域
	商業･業務地		幹線道路（事業中）		都市計画区域
	工業地		幹線道路（計画）		地域界
	田園集落地				

3　中部地域

●整備の目標

『多くの人が行き交う魅力ある宮島の玄関口、宮島・大野瀬戸を臨む快適な居住のまち』

●整備の基本方向

◆宮島の玄関口にふさわしい魅力ある観光・交流拠点の形成
◆住宅団地における良好な住環境の維持・保全
◆利便性と快適性を備えた住宅市街地の形成
◆潤いのある田園住宅地の形成
◆災害に強いまちづくり
◆高齢者、障がい者、子育て世帯等が暮らしやすいまちづくり
◆宮島からの眺望に配慮した秩序ある景観の形成

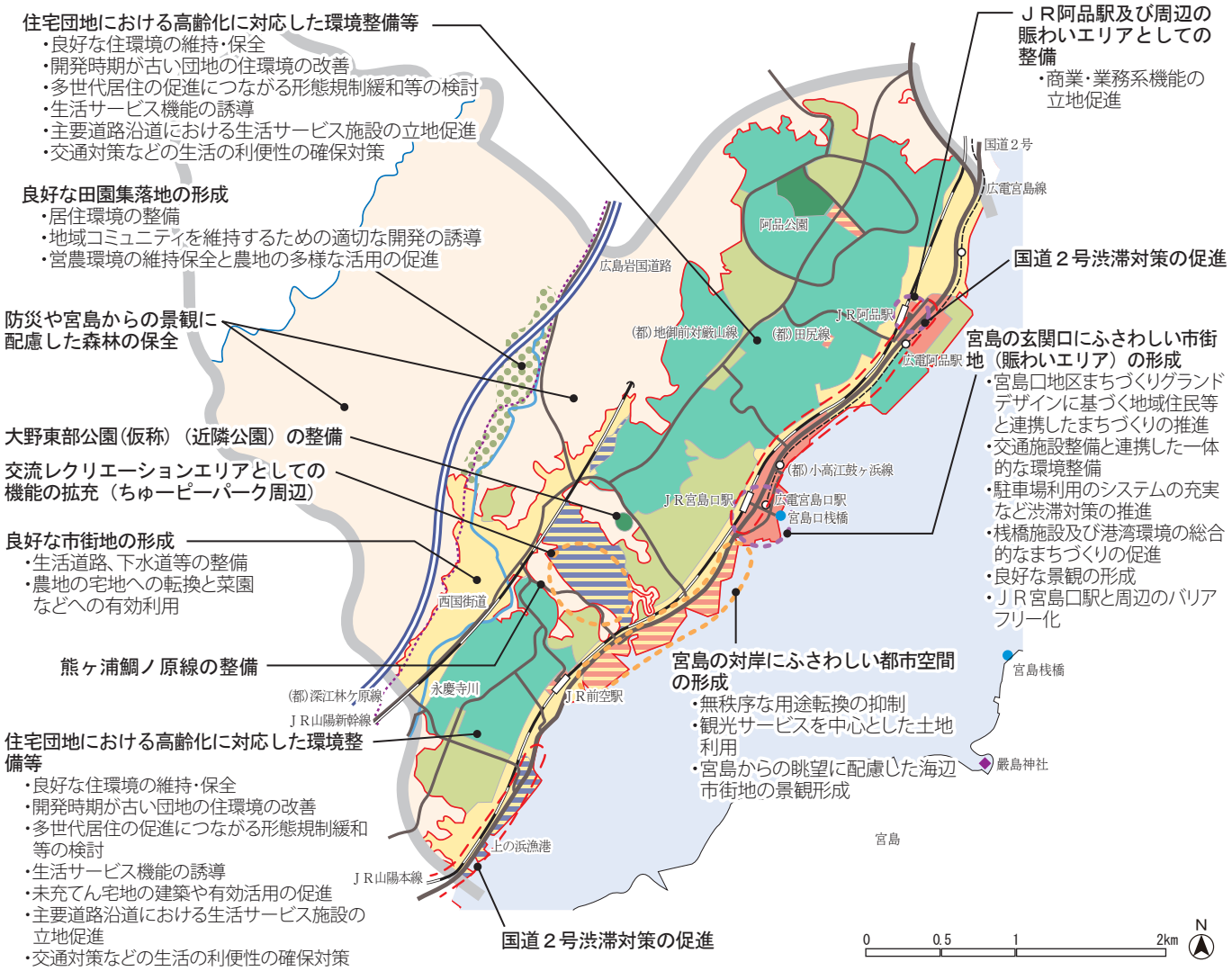

凡例					
	専用住宅地（低層を主体とした良好な住宅地を形成する市街地）		自動車専用道路		主な公園・緑地
	専用住宅地（中高層を主体とした良好な住宅地を形成する市街地）		主要幹線道路（既設）		主な河川
	複合市街地（住宅系を主体とした複合市街地）		幹線道路（既設）		市街化区域
	複合市街地（商業・業務系を主体とした複合市街地）		幹線道路（計画）		都市計画区域
	複合市街地（工業系を主体とした複合市街地）		ＪＲ山陽本線		地域界
	商業・業務地		広電宮島線		
	田園集落地		宮島航路乗場		

4　西部地域

●整備の目標

『地域の伝統と風土を活かしながら、多様な居住と生産が調和した活力を創出するまち』

●整備の基本方向

◆生活サービス機能の集積を活かした地域拠点地区の形成
◆安全・快適で利便性の高い市街地の形成
◆災害に強いまちづくり
◆高齢者、障がい者、子育て世帯等が暮らしやすいまちづくり
◆海と山を活かした健康的で品格のある温泉保養地の形成

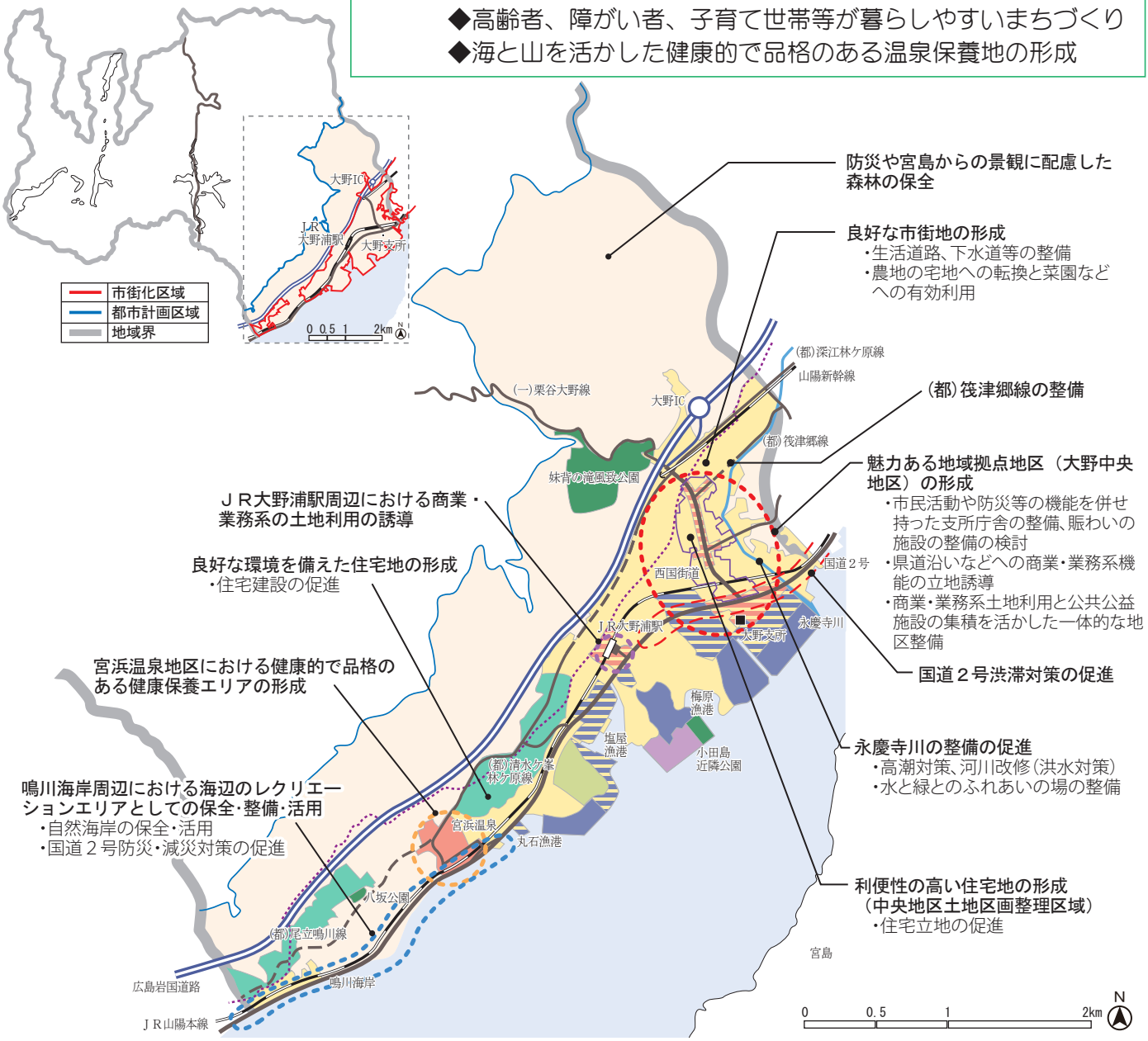

凡　例					
	専用住宅地（低層を主体とした良好な住宅地を形成する市街地）		自動車専用道路		主な公園･緑地
	専用住宅地（中高層を主体とした良好な住宅地を形成する市街地）		主要幹線道路（既設）		都市施設
	複合市街地（住宅系を主体とした複合市街地）		幹線道路（既設）		主な河川
	複合市街地（商業・業務系を主体とした複合市街地）		幹線道路（事業中）		都市計画区域
	複合市街地（工業系を主体とした複合市街地）		幹線道路（計画）		地域界
	商業･業務地		ＪＲ山陽本線		
	工業地				

5　佐伯地域

●整備の目標

『農・住が調和し、都市的利便性を備えた魅力ある田園居住のまち』

●整備の基本方向

◆賑わいと利便性の高い地域拠点地区の形成
◆都市的土地利用と自然的土地利用が調和した快適な住環境の形成
◆良好な都市基盤の整備
◆災害に強いまちづくり
◆高齢者、障がい者、子育て世帯等が暮らしやすいまちづくり
◆水と緑にふれあえる環境の形成と有効活用

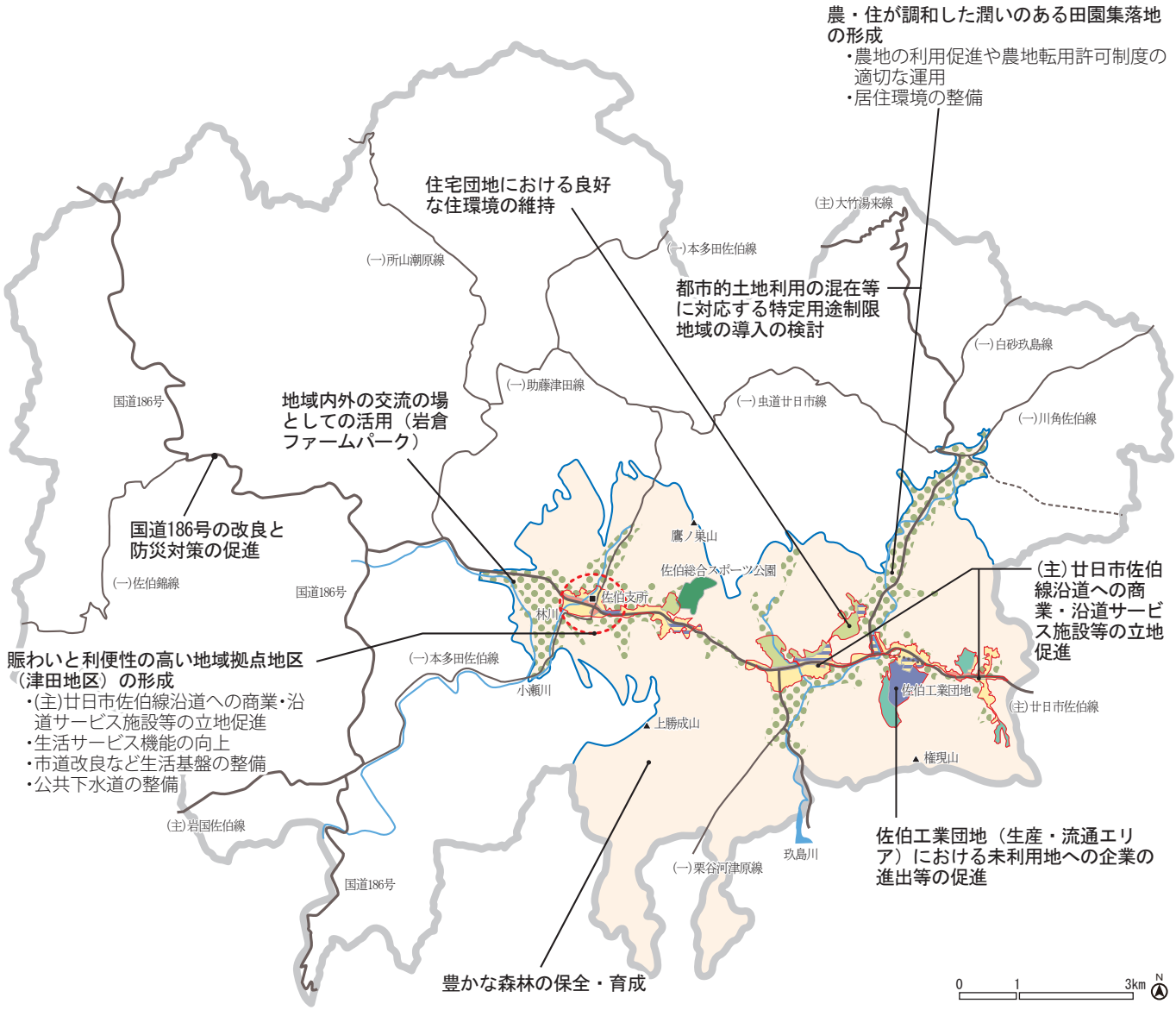

凡　例					
	専用住宅地（低層を主体とした良好な住宅地を形成する市街地）		工業地		主な公園･緑地
	専用住宅地（良好な住宅地を形成する市街地）		田園集落地		主な河川
	複合市街地（住宅系を主体とした複合市街地）		主要幹線道路（既設）		用途地域
	複合市街地（商業・業務系を主体とした複合市街地）		幹線道路（既設）		都市計画区域
	複合市街地（工業系を主体とした複合市街地）		幹線道路（事業中）		地域界
	商業･業務地		幹線道路（計画）		

6　吉和地域

●整備の目標

『豊かな森林文化を育み発信する、落ち着いたたたずまいの美しいまち』

●整備の基本方向

◆森と清流、田園などの自然・リゾート・交流資源の活用とネットワーク化などによる森と文化の交流拠点の形成
◆快適な田園集落の形成
◆災害に強いまちづくり
◆高齢者、障がい者、子育て世帯等が暮らしやすいまちづくり
◆山林など中国山地の豊かな自然環境や良好な営農環境の保全

凡　例					
	田園集落地		自動車専用道路		公園・緑地
	別荘地		主要幹線道路（既設）		主な河川
			主要幹線道路（事業中）		地域界
			幹線道路（既設）		

7　宮島地域

●整備の目標

『世界遺産と共生して安全・安心に暮らせ、多くの人が訪れる、賑わいのあるまち』

●整備の基本方向

◆国内外と交流する観光交流拠点の形成
◆自然環境、歴史・文化的環境と調和した安全で快適な住環境の形成
◆災害に強いまちづくり
◆高齢者、障がい者、子育て世帯等が暮らしやすいまちづくり
◆歴史・文化的資源、自然環境の保全・活用

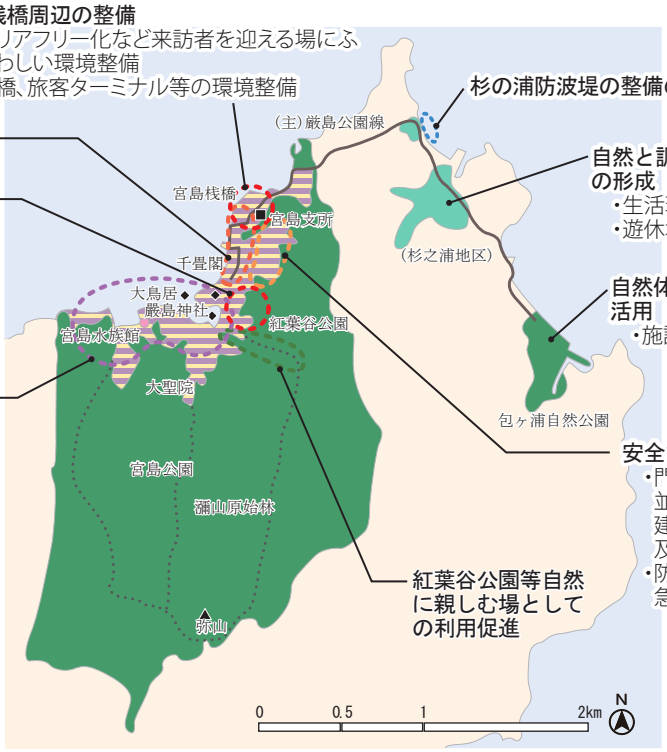

宮島桟橋周辺の整備
・バリアフリー化など来訪者を迎える場にふさわしい環境整備
・桟橋、旅客ターミナル等の環境整備

杉の浦防波堤の整備の促進

魅力ある商店街の形成
・快適な歩行者空間や公共空間の整備
・防災対策の推進（浸水、土砂災害対策）

自然と調和した良好な住宅地の形成
・生活環境の整備
・遊休地の有効活用

地域拠点地区の形成
・旧宮島支所周辺の再整備

自然体験・学習拠点としての活用
・施設のリニューアル

歴史・文化的環境の保全・整備
・国宝・重要文化財等の建造物の保全
・門前町としての歴史的町並みの保全・整備（伝統的建造物群保存地区の指定及び保存事業の導入等）
・防災対策の推進（土石流、急傾斜地崩壊）

安全で快適な住宅地の形成
・門前町としての歴史的町並みの保全・整備（伝統的建造物群保存地区の指定及び保存事業の導入等）
・防災対策の推進（土石流、急傾斜地崩壊）

紅葉谷公園等自然に親しむ場としての利用促進

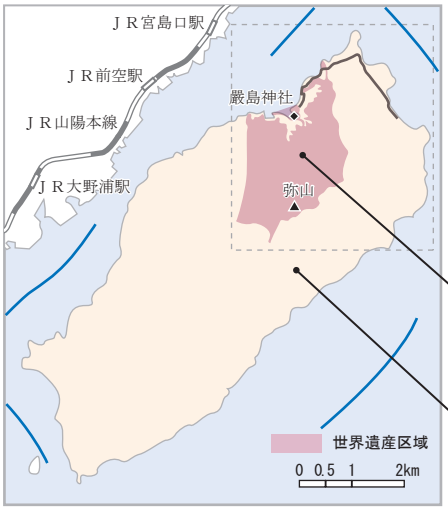

歴史・文化的環境の保全
宮島らしい景観の保全・形成

自然環境の保全
・山林の保全
・海岸線の保全

凡　　例			
	専用住宅地（低層を主体に中高層住宅も存在する良好な住宅地を形成する市街地）		幹線道路（既設）
	複合市街地（歴史・文化施設、商業・業務系、住宅が共存する市街地）		主な公園・緑地
		・・・・・・	主な登山道
			都市計画区域

第４　重点地区整備構想

重点地区整備構想は、市の将来像を実現する上で重要かつ総合的な整備が必要な「シビックコア周辺地区等」と「宮島口地区」について、地区の整備目標と整備方針を定めています。

１　シビックコア周辺地区等

■地区整備の目標と基本方針

【地区の位置づけと役割】

○本地区は、都市拠点地区（シビックコア周辺地区）と新都市活力創出拠点地区（木材港地区）からなる地区です。

○本市の都市拠点地区、新都市活力創出拠点地区、広島都市圏西部地域における広域拠点としての位置づけに基づいて、より高次の拠点としての役割を担うことが求められています。

○都市機能の集積を活かした市民が快適に暮らせるまちとしての役割も求められます。

【地区整備の目標】

広島都市圏西部の広域拠点にふさわしい賑わいと魅力のある都市拠点、まちなか居住の場の形成

【基本方針】

- 多くの人が集い、行き交う賑わいのあるまちを創る
- 利便性の高い快適なまちなか居住を実現する
- 「都市拠点」・「まちなか」としての一体的な市街地を形成する

□整備構想図　［その１：多くの人が集い、行き交う賑わいのあるまちを創る］

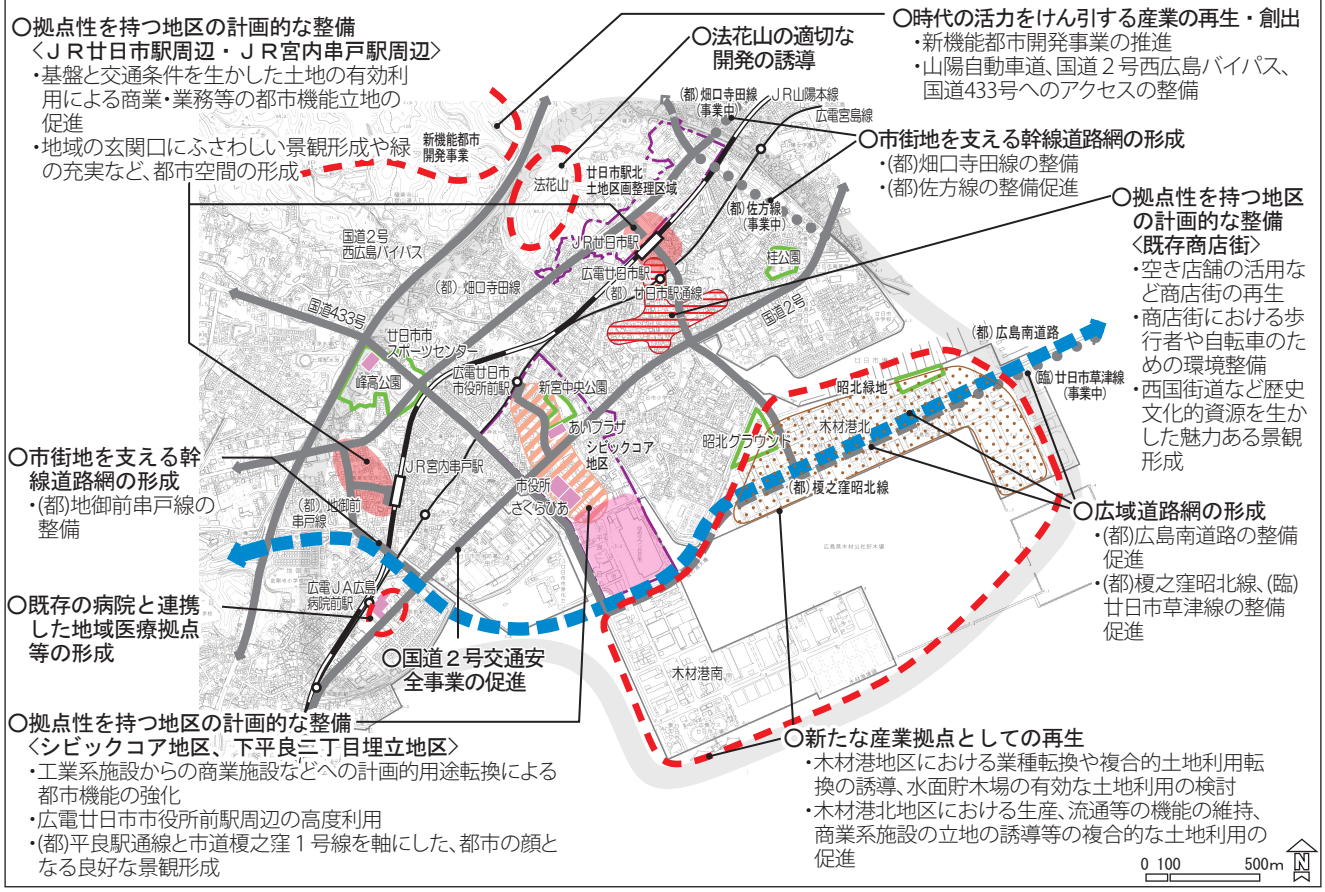

□整備構想図　［その２：利便性の高い快適なまちなか居住を実現する］

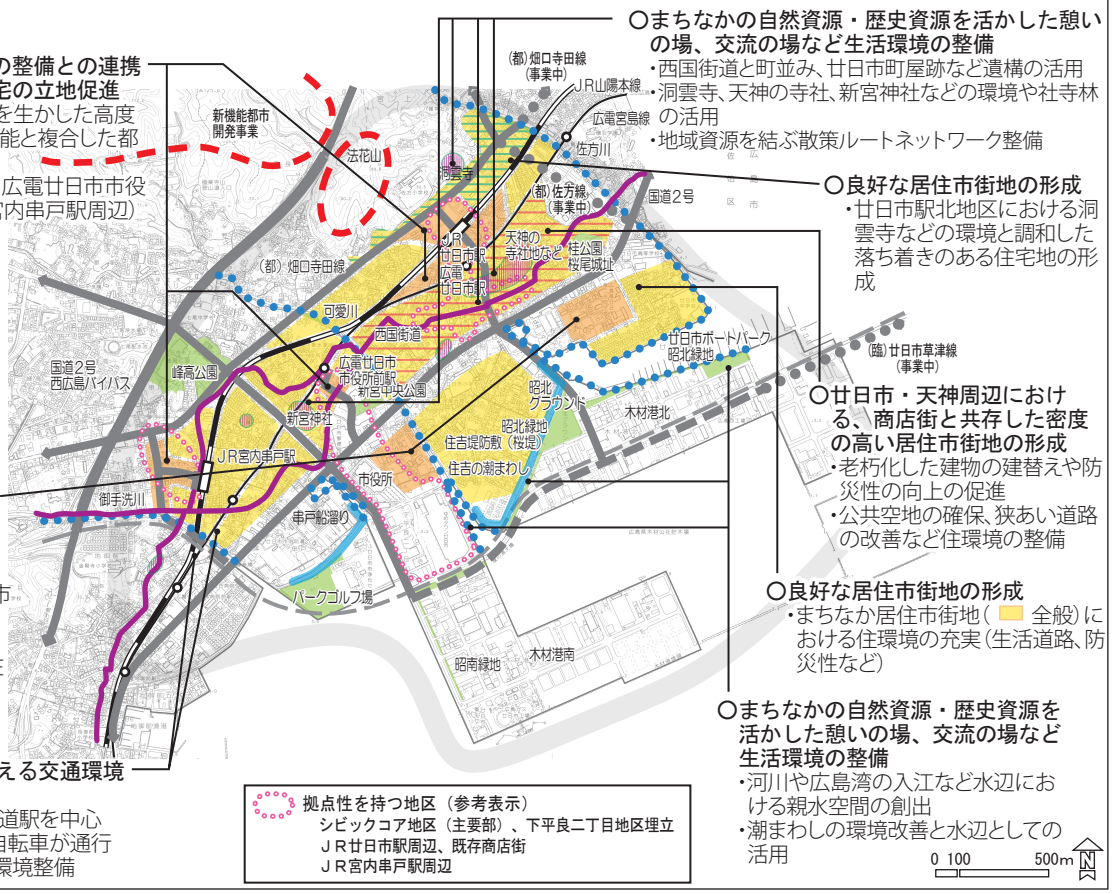

○拠点性を持つ地区の整備との連携等による都市型住宅の立地促進
・鉄道駅や幹線道路を生かした高度利用による、商業機能と複合した都市型住宅地の形成
（ＪＲ廿日市駅周辺、広電廿日市市役所前駅周辺、ＪＲ宮内串戸駅周辺）

○まちなかの自然資源・歴史資源を活かした憩いの場、交流の場など生活環境の整備
・西国街道と町並み、廿日市町屋跡など遺構の活用
・洞雲寺、天神の寺社、新宮神社などの環境や社寺林の活用
・地域資源を結ぶ散策ルートネットワーク整備

○良好な居住市街地の形成
・廿日市駅北地区における洞雲寺などの環境と調和した落ち着きのある住宅地の形成

○廿日市・天神周辺における、商店街と共存した密度の高い居住市街地の形成
・老朽化した建物の建替えや防災性の向上の促進
・公共空地の確保、狭あい道路の改善など住環境の整備

○拠点性を持つ地区の整備との連携等による都市型住宅の立地促進
・工業系機能から都市型住宅等への用途転換の誘導（下平良、桜尾の住工混在市街地）

○良好な居住市街地の形成
・まちなか居住市街地（　全般）における住環境の充実（生活道路、防災性など）

○まちなかの自然資源・歴史資源を活かした憩いの場、交流の場など生活環境の整備
・河川や広島湾の入江など水辺における親水空間の創出
・潮まわしの環境改善と水辺としての活用

○まちなか居住を支える交通環境の整備
・公共公益施設や鉄道駅を中心に、歩行者空間や自転車が通行できる空間などの環境整備

□整備構想図　［その３：「都市拠点」・「まちなか」としての一体的な市街地を形成する］

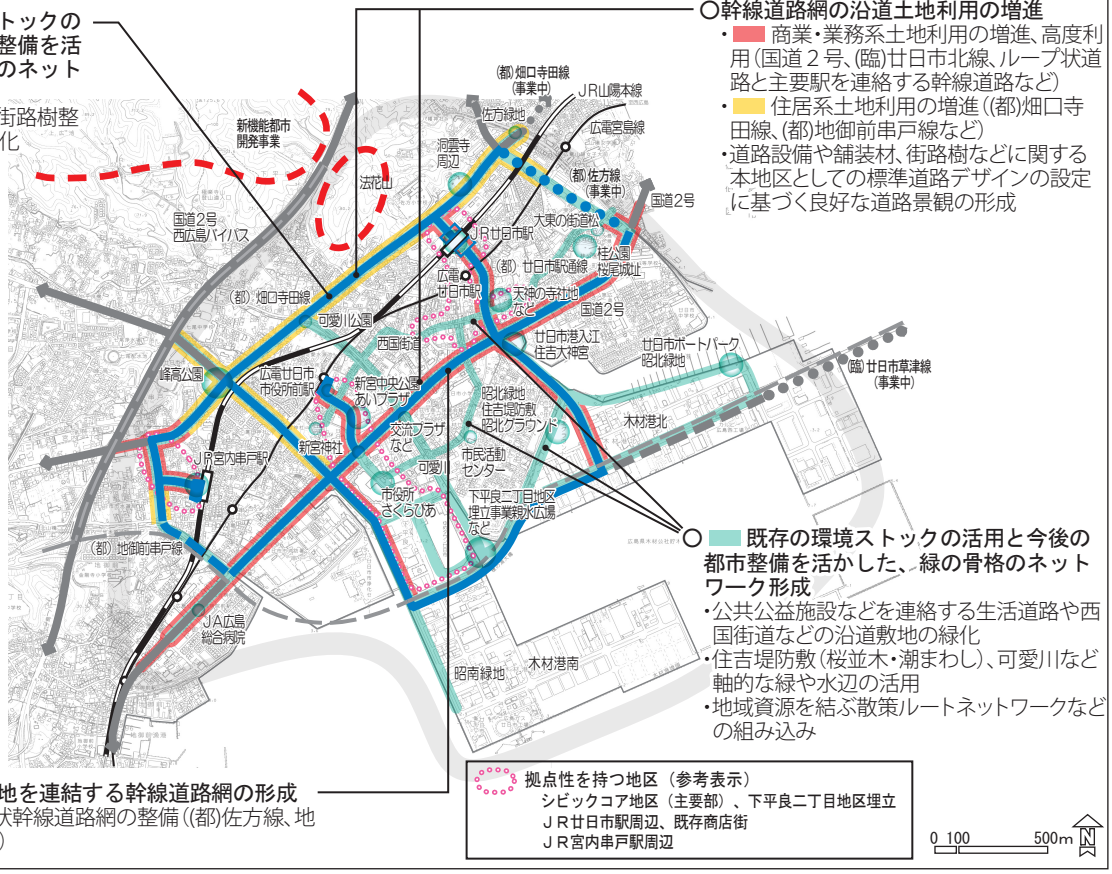

○　既存の環境ストックの活用と今後の都市整備を活かした、緑の骨格のネットワーク形成
・幹線道路における街路樹整備や沿道敷地の緑化

○幹線道路網の沿道土地利用の増進
・　商業・業務系土地利用の増進、高度利用（国道２号、(臨)廿日市北線、ループ状道路と主要駅を連絡する幹線道路など）
・　住居系土地利用の増進（(都)畑口寺田線、(都)地御前串戸線など）
・道路設備や舗装材、街路樹などに関する本地区としての標準道路デザインの設定に基づく良好な道路景観の形成

○　既存の環境ストックの活用と今後の都市整備を活かした、緑の骨格のネットワーク形成
・公共公益施設などを連絡する生活道路や西国街道などの沿道敷地の緑化
・住吉堤防敷（桜並木・潮まわし）、可愛川など軸的な緑や水辺の活用
・地域資源を結ぶ散策ルートネットワークなどの組み込み

○　地区内の市街地を連結する幹線道路網の形成
・骨格となるループ状幹線道路網の整備（(都)佐方線、地御前串戸線（長期））

2　宮島口地区

■地区の位置づけ

○本地区は、国際的な観光地である世界遺産「宮島」の玄関口に位置し、厳島港宮島桟橋周辺と一体的に本市の観光交流拠点地区に位置づけられています。

○世界の人々を迎えるにふさわしい空間へ創りかえ、観光客等の歓迎空間の形成や歴史・文化の発信機能などの強化を図り、市域全体の活性化を先導することが求められています。

■地区の整備方針　ー宮島口地区まちづくりグランドデザインー

○宮島口地区のまちづくりは「宮島口地区まちづくりグランドデザイン」（平成28(2016)年３月策定）に基づいて進めていきます。

基本理念

「世界遺産・宮島（厳島神社）」の玄関口
～宮島口を魅力ある未来と世界へつなぐ～

↓

まちづくりの方針

世界遺産・宮島との繋がりを意識した
観光交流拠点としての地区の快適性と賑わいの両立

↓

施策の柱

Ⅰ　交通円滑化	【整備方針】 宮島観光交通と通過交通の円滑な処理と快適な歩行者空間の形成 観光交流拠点としての地区の快適性向上のために、地区に集中する観光を目的とした交通車両と、国道２号などを通過する交通車両について、円滑な処理・誘導を行うとともに、交通抑制も実施しつつ快適な歩行者空間を確保するなど、歩行者優先のまちづくりを行います。
Ⅱ　生活環境向上	【整備方針】 観光振興と共存した地区内の快適性の向上 宮島口地区には多くの住民・事業者などが生活を営んでいることから、観光客の利便性向上はもちろんのこと、居心地の良い生活環境の整備に取り組みます。
Ⅲ　良好な景観形成	【整備方針】 世界遺産・宮島の玄関口にふさわしい、宮島とのつながりを意識した景観形成 宮島口地区に到着した瞬間から、世界遺産を彷彿させるなど、宮島観光に対する高揚感を醸成できる景観づくりを行います。具体的には、宮島とのつながりを意識した、うるおいと落ち着きのある、「和」をイメージしたデザインで統一します。
Ⅳ　賑わい創出	【整備方針】 （主）厳島公園線や交通結節点からの観光動線の回遊性・滞留性の向上 観光交流拠点として市域全体の活性化を目指しながら拠点機能を高めるためには、各事業者・市民などが連携した、新たな魅力づくりが必要であり、海辺の立地を有効に活かしつつ、地区内でのイベント開催や、他地域との広域的な観光連携など、様々な取り組みにより、地区内の回遊性等を向上させ、従来の通過型から滞在型へと転換させていきます。

□まちの軸及び交通結節点

□景観形成に係るゾーニング

□土地利用に係るゾーニング

第５　計画の推進方策

１　市民と行政との協働によるまちづくりの推進

○各主体の役割
- 市民、企業、市によるまちづくりの目標の共有と役割分担

○市民参加の促進
- 市民意識の醸成
- 情報提供の充実
- 市民の参加機会の拡充
- 都市計画提案制度の活用

○市民主体のまちづくり活動の推進
- まちづくり活動の支援
- 地域課題に対応した地域経営の視点からのまちづくりの推進
- まちづくり活動の環境整備

２　効率的な都市運営

○選択と集中による都市整備の推進
○ストックマネジメントの推進
○民間活力の導入（ＰＰＰ／ＰＦＩの活用など）

３　計画の適切な運用

○計画の周知
- 多様な機会を通じた市民への計画の周知
- 次世代を担う子どもたちへの教育、情報提供の充実

○上位計画・関連計画との連携
○計画の進行管理と見直し
○庁内における推進体制の確立
○国・県等との連携・協力

■市民と行政との協働によるまちづくり概念図

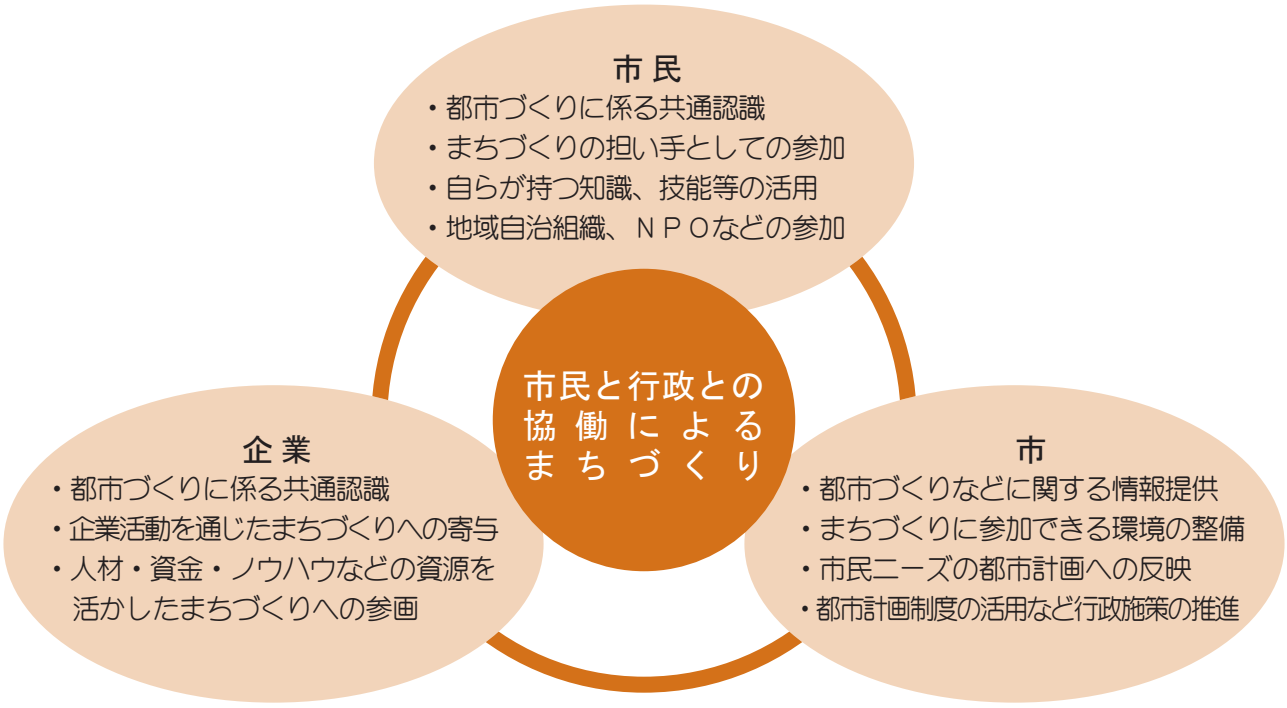

廿日市市都市計画マスタープラン概要版（平成30(2018)年３月）

発行：廿日市市 建設部 都市計画課
〒738-8501　廿日市市下平良一丁目11番１号
電話　0829-30-9190(直)　　ファクス　0829-31-0999
＊計画全体の内容は、市のホームページでご覧になることができます。